

# グリーン調達ガイドライン

2013年10月1日  
住友ベークライト株式会社  
調達本部

住友ベークライトグループは、製品の環境負荷低減を図るためグリーン調達ガイドラインを制定し、グリーン調達を実施します。

下記2の基準に適合する原材料を、下記3の基準に適合するメーカーから優先的に調達します。

## 1. 適用範囲

日本国内の住友ベークライトグループの製品に使用される原材料、および、日本国内の住友ベークライトグループが第三者に製造を委託し住友ベークライトグループの商標で販売する製品に使用される原材料。

## 2. 原材料の選定基準

次の物質を含有していないこと。不使用証明書の提出が必須です。

①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）で定める次の物質。

- ・ 第一種特定化学物質
- ・ 第二種特定化学物質
- ・ 監視化学物質

②労働安全衛生法（安衛法）で定める次の物質。

- ・ 製造禁止物質
- ・ 製造許可物質

③毒物及び劇物取締法（毒劇法）で定める次の物質。

- ・ 特定毒物

④別途指定する、製品の仕向け地、用途で使用が禁止または規制されている物質。

## 3. メーカーの選定基準

環境管理システムが構築され機能しており、上記2. ①、②、③、④の物質が管理されているメーカーまたはその製造場所。

環境管理システムとしては、ISO14001の認証取得を推奨します。

メーカーとは、日本国内の製造会社、輸入原材料の場合は品質保証責任を負う会社（仕様書を発行する会社で輸入代理店を含む）です。

なお、日本国外の住友ベークライトグループ各社は、所在する国や地域で法令等により使用が禁止または規制されている物質を上記2の物質に指定し、各社ごとにグリーン調達ガイドラインを制定します。

以上